

3 障福第 4 0 5 号
令和 3 年 5 月 2 6 日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 福 祉 局 長
(公 印 省 略)

令和 3 年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修の
実施について (通知)

標記について別添「令和 3 年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新
研修実施要領」(以下「要領」という。)により実施します。

つきましては、貴市町村内における障害福祉サービス事業者等に周知していただきますよう
お願いいたします。

なお、下記の事項に御留意いただくようお願いいたします。

記

1 事業者等からの受講申込について

(1) 申込については、「あいち電子申請・届出システム」から申込みをしていただきます。

法人または事業所単位での申込を想定していますが、現在法人に所属していない場合等は個人からの申込も受け付けます。

(2) 愛知県障害福祉課のホームページでも要領及び申込方法等を公開する予定です。

(ホームページ掲載箇所 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000050579.html>)

2 申込に当たっての留意事項

(1) 電子申請 (実施要領 8 参照)

・ 研修修了証等の写し【添付データ】

(「サービス管理責任者等研修」(複数枚ある場合は全て) 及び「相談支援従事者初任者研修 (講義部分)」)

(2) 申込期間

愛知県への申込は、令和 3 年 6 月 1 日 (火) から 令和 3 年 6 月 1 6 日 (水) 受信完了分までです。

3 受講決定について

令和 3 年 7 月上旬に愛知県から申込者への通知を予定しています。

4 注意事項

平成 3 0 年度までに研修要件を及び実務経験を満たし、サービス管理責任者等研修を修了した者は、令和元年度から令和 5 年度までの間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能ですが、令和 6 年 4 月以降も引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事される方は、令和 5 年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」を受講する必要があります。

担 当 障害福祉課地域生活支援グループ 城田
電 話 052-954-6292(ダイヤルイン)
メール shogai@pref.aichi.lg.jp